

第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略に対する意見募集

第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

本市では、平成28年3月に「船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の施策を進めてきました。

国においても、同様に地方創生の施策を進めている中、地方創生の動きを更に加速させていくため、令和2年12月21日に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定するとともに、都道府県・市町村に対し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、第2期「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定することを求めました。

この度、令和3年度をもって第1期総合戦略の計画期間が満了することから、これまでの地方創生の施策の成果や国及び千葉県第2期総合戦略との整合を踏まえ、「第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

本パブリック・コメントでは、「第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」に対し、御意見をいただきます。

1. 政策案等の名称

第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

2. 意見の受付期間

令和4年2月1日（火曜日）～令和4年3月3日（木曜日）（必着）

3. 募集の背景

令和4年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期船橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」を作成しましたので、皆様からの御意見を募集します。

4. 資料の閲覧方法

資料は、船橋市役所政策企画課（9階）、行政資料室（11階）、船橋駅前総合窓口センター（フェイスタビル5階）、各出張所・連絡所、各公民館、各図書館に配架しているほか、市ホームページにおいても閲覧することができます。

5. 意見を提出できる方について

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤または通学されている方
- ・この案に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

6. 意見の提出方法

次の6点をご記入の上、郵送、ファックス、電子メール、直接持参にて、下記の提出先まで御提出ください。

1. 住所
2. 氏名（法人その他の団体にあつては、名称および代表者氏名）
3. 電話番号
4. 市外の方は、「市内に通勤・通学している」、「この案に関し利害関係を有する（市内で事業を営む方など）」どちらか当てはまるものを記入してください。
5. 素案に対するご意見

【注意事項】

- ・様式は問いませんが、「意見提出様式」を御利用いただくこともできます。
- ・御記入いただいた住所・氏名・電話番号等の個人情報、意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認など、意見募集の目的以外には使用しません。また、意見募集結果の公表の際には、御意見の内容以外（住所・氏名・電話番号等）は公表いたしません。
- ・匿名や電話での受付はしておりませんので、ご了承ください。

7. 留意事項

- ・提出いただいた御意見の概要を、内容ごとに整理・分類した上で、御意見に対する市の考え方とともに後日ホームページ上で公表いたします。
- ・この手続きは、案件に対する具体的な意見を収集するもので、賛否を問うものではありません。
- ・個々の御意見に対して、直接・個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

8. 提出先・問い合わせ

企画財政部 政策企画課 総合計画係
〒273 - 8501 船橋市湊町2 - 10 - 25
TEL:047 - 436 - 2057
FAX:047 - 436 - 2058
E-MAIL:seisaku@city.funabashi.lg.jp